

食安監発0831第4号  
平成27年8月31日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第3号）により取り扱っているところです。今般、同通知中、記の1において別途通知することとしている対日輸出認定施設のリストについて、米国農務省農業販売促進局：Agricultural Marketing Service (AMS) ホームページ内の下記 URL に掲載されることとなりましたので、御承知おきください。

なお、平成25年2月14日付け食安監発0214第2号については廃止します。

AMS ウェブサイト

<http://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/LSOfficialListingQSAJapanKoreaTaiwan.pdf>